

## 令和2年白老町議会定例会3月会議会議録（第3号）

令和2年3月13日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 0時13分

---

### ○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第17号 白老町小規模企業振興基本条例の制定について
- 第 4 議案第19号 白老町表彰条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第20号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第22号 白老町バイオマス燃料化施設の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 7 議案第23号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第10号）
- 第 8 予算等審査特別委員会の審査報告について
  - 議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について
  - 議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 7号 令和2年度白老町一般会計予算
  - 議案第 8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
  - 議案第 9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
  - 議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
  - 議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算
  - 議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
  - 議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
  - 議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算
  - 議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
  - 議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算
- 第 9 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙について
- 第10 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙について
- 第11 決議案第1号 民族共生の未来を切り開く決議（案）
- 第12 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第13 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）
- 第14 意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

- 第15 意見書案第3号 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書(案)
- 第16 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の強化を求める意見書(案)
- 第17 常任委員会の所管事務等調査の報告について  
(総務文教常任委員会)  
(産業厚生常任委員会)  
(広報広聴常任委員会)
- 第18 諸般の報告  
(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)
- 第19 休会について

---

### ○会議に付した事件

- 議案第17号 白老町小規模企業振興基本条例の制定について
- 議案第19号 白老町表彰条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町バイオマス燃料化施設の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第23号 令和元年度白老町一般会計補正予算(第10号)  
予算等審査特別委員会の審査報告について
- 議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について
- 議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算
- 議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算
- 議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算
- 選挙第1号 選挙管理委員の選挙について
- 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について
- 決議案第1号 民族共生の未来を切り開く決議(案)
- 承認第1号 議員の派遣承認について

- 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）  
意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）  
意見書案第3号 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書（案）  
意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の強化を求める意見書（案）  
常任委員会の所管事務等調査の報告について  
（総務文教常任委員会）  
（産業厚生常任委員会）  
（広報広聴常任委員会）
- 

○出席議員（14名）

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君  | 2番 広地紀彰君    |
| 3番 佐藤雄大君  | 4番 貳又聖規君    |
| 5番 西田祐子君  | 6番 前田博之君    |
| 7番 森哲也君   | 8番 大淵紀夫君    |
| 9番 吉谷一孝君  | 10番 小西秀延君   |
| 11番 及川保君  | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君   |
- 

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

- |          |          |
|----------|----------|
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 |          |
- 

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 戸田安彦君 |
| 副町長    | 古俣博之君 |
| 副町長    | 竹田敏雄君 |
| 教育長    | 安藤尚志君 |
| 総務課長   | 高尾利弘君 |
| 財政課長   | 大黒克巳君 |
| 企画課長   | 工藤智寿君 |
| 経済振興課長 | 藤澤文一君 |
| 農林水産課長 | 富川英孝君 |
| 生活環境課長 | 本間力君  |
| 町民課長   | 山本康正君 |
| 税務課長   | 大塩英男君 |

上下水道課長	本間弘樹君
建設課長	下河勇生君
健康福祉課長	久保雅計君
子育て支援課長	渡邊博子君
高齢者介護課長	岩本寿彦君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	池田誠君
消 防 長	越前 寿君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	菅原道幸君
アイヌ総合政策課長	三宮賢豊君
経済振興課参事	白 杵 誠君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高橋裕明君
主 査	小野寺修男君

---

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、佐藤雄大議員、4番、貳又聖規議員、5番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の議会再開前に開催した議会運営委員会の協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。

まず、本日、町長の提案に係るものとして、令和元年度の一般会計補正予算1件の追加議案の提出がありました。

担当課長から補正予算の説明を受け、追加議案1件は、本日の議題に供することといたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎議案第17号 白老町小規模企業振興基本条例の制定について

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第17号 白老町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 議17—1をお開き願います。議案第17号 白老町小規模企業振興基本条例の制定についてでございます。

議案第17号 白老町小規模企業振興基本条例の制定について。

白老町小規模企業振興基本条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月25日提出。白老町長。

議17—3をお開き願います。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議17—4をお開きください。議案説明でございます。白老町小規模企業振興基本条例の制定について。白老町における事業者の約9割を占める小規模企業は、地域経済の活性化や雇用の創出に対して重要な役割を担っておりますが、人口減少に伴う需要の減退や後継の不在などにより、その取り巻く環境は厳しい状況にありますことから、国や道、商工団体など全ての関係者がその危機感を共有し、経済社会の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化と安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### 白老町小規模企業振興基本条例

##### （目的）

第1条 この条例は、小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興に関し基本理念を定め、町の責務、並びに小規模企業者及び小規模企業支援団体の役割等を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び町民の生活向上に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業支援団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会を中核とした小規模企業者を支援する団体であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を行うものをいう。

##### （基本理念）

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。

##### （基本的施策）

第4条 第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 小規模企業の経営基盤の強化の促進及び経営の革新に関する施策
- (2) 小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策

- (3) 小規模企業の事業の承継の促進に関する施策
  - (4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
  - (5) 小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
  - (6) 小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策
- (町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

2 町は、小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献、町民生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、町民の理解を深めるよう努めなければならない。

3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業をはじめとする小規模企業の受注機会の増大に努めなければならない。

(小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に応じて、自らの経営基盤の強化及び経営革新等に努めるものとする。

2 小規模企業者は、小規模企業支援団体への加入及び相互連携に努めるものとする。

3 小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(小規模企業支援団体の役割)

第7条 小規模企業支援団体は、小規模企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する小規模企業の振興に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、小規模企業者の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第9条 町民は、小規模企業の振興が町民生活の向上及び地域経済の発展において重要な役割を担っていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、経済循環の一翼を担う消費者として、小規模企業者が生産及び製造、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 町は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。現実的に見たときに議案説明にあるような状況だということは十分理解をしている上で、1つ、白老町の現状分析をどのようにされた上でこの条例を制定するようになったのかと。ということは、実態調査も含めて現場の声をきちんと反映できるものでなければ私は駄目だと思うのですけれども、そういう点ではどのような取組がこの条例を制定する前にやられたかということが1つ。

それから、実効性の担保、具体的に何をやるのかと。政策として条例は制定したけれども、何もやらないでは意味ないわけだから、何を具体的にやる考えなのかと、政策的に何をやる考えなのかということ。背景については今聞いて分かりました。議案説明の部分と国や道がそういうものを制定したので、やるということです。そうすると、町の主体性が問題だと思うのです、私は。国がやるから横並びで条例だけつくればいいのかなんていうものではないと思うのです。ですから、そこら辺の視点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） ご質問の件につきまして、まず町の現状分析でございますが、資料にもございますとおり、近年急激に小規模企業の割合が増加しているということで、これまで先端施設導入計画ですとか創業支援計画といった個別具体的な即効性のある政策というのでしょうか、そういうことに注力してやってきたところではあるのですが、町内の企業の動向を見据えまして、小規模企業者という視点で政策を議論、検討していく必要があるものと考えて、今回条例案を上程させていただいたところでございます。

条例案の整理に当たりましては、商工会と入念に打合せをしながら、商工会のご意見を踏まえた上でつくったところでございまして、また具体的に何をやるかということにつきましては、今回のこの条例の内容というのが理念条例というのでしょうか、町の責務と関係機関の役割というのを明記したというところで、具体的などころについては今後仮称ですけれども、白老町の小規模企業振興計画といったようなものを来年度から策定に向けて取り組んでいこうと考えておりますので、その中で具体的などころについては当然ながら商工会なり、関係団体を含めて町民の皆様のご意見を十分に聞きながら、酌み取りながら具体的な計画をつくってまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。理念条例だということも理解をしております。ただ、これは理念条例なのだけれども、本当に実効性を上げる計画をつくるわけですから、その計画が実効性が今度上がらなかつたら何にも意味ないわけです。そうすると、一般的には対象団体や対象者、こういう方ときちんと懇談をする、それから十分聞き取りをする、こういうことが



積み重ねられていかないと、私は結果的には実効性のあるものにはならないだろうと。要するに今まで、全てではないです、全てではないけれども、委託をして計画をつくったり、いろんなことをやります。私は、こういうことを全部駄目だと言っているのではないのです。本当に実効性を上げるためにはどうするかというのは、本人たちの主体性を呼び起こさなければ駄目なのです。上からつくってあげるというのは駄目なのです。もうそういう時代ではないのです。これは、全ての政策をつくる時に言えると思うのですけれども、私は対象者の主体、本人たちの主体性が呼び起こせるような理念に基づいた計画づくりでないと、実効性はどこでも担保できないのです。ただつくっただけということになってしまう可能性があるのです。そこら辺の計画をつくる上での町の考え方というか、先進地なんかを学ぶとやはりかなりそういう点が活かされているところと活かされていないところの差が歴然と出るので。ですから、そういう点での考え方があるかどうかをお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） ただいまのご質問でございますけれども、ご質問のとおり、町民の皆さん、町内企業の方々の主体性を呼び起こすことというのは、非常に我々も重要なことだと考えてございまして、先進地として帯広市の事例では非常に多くの回数にわたって町民といたしますか、企業の方々と懇談をして、主体的な意見をいただいてといったようなこともございますので、具体的にどういように町民の意見をくみ上げていくかというところは今後考えていかなければいけないと思いますが、いずれにいたしましても本日のところはちょっとスタンス論ということになってしまうのかもしれないですが、町内の企業の声を十分に聞いた上で、魂の込められた計画をつくってまいりたいと考えております。そのためと申しますか、この計画についてはどこかに委託してということではなく、直営でやりながら、町民の皆さんのご意見を十分に聞いて、酌み取っていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今委託ではなくて自分たちの努力で、業者の皆さん方と町が努力をしてやりたいという趣旨の計画づくりには私はそれですごく安心をした部分があるのです。何度も言いますが、委託が全部駄目だと言っているのではないのです。だけれども、本当に魂を込めるためには今参事が答弁されたような要するに主体性を引き出すような計画づくりでなければ身が入らないのです。ましてこれは中小業者が生き残っていくため、小規模業者が生き残っていくため、自分たちの利益と生活を守るための条例ですから、そういう点でいうと町民や対象者が自ら政策づくりに参加する、ここのところがひとつ私はとても大切だと。町は、資料提供だとかまとめだとかいろんなことをやるけれども、指導するのではないのです。彼らの意見をきちんと引き出して、それを町がどうバックアップすることによって小規模業者が安定して生活をし、財政的に町にも寄与できるかという、私はこれは本当に魂を込めてやれば町の政策を変えていくことができる中身になると思います。全部が全部町民の意見を聞くというわけにはいかないわけですから、だけれどもこの部分は利益を上げるといことと対象が明確になっているのです。ですから、そういう点ではこの計画づくりは、1つは町の政策として考えたときに非常に大きなこれからの指針になるような部分もありますので、ぜひ

そういう点を注意してやっていただきたいのですけれども、その見解だけ伺っておきたいと思  
います。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） ただいまのご質問でございますけれども、ご意見いただ  
いた趣旨については十分に理解をしているつもりでございます。白老町の自治基本条例の10条  
にはしっかり町民の方々の参画というようなこともうたわれてございますし、そういった意味  
もしっかり我々のほうでもそしゃくしながら、できる限り町民の皆さんのご意見をしっかりと  
反映させてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今大淵議員のほうから政策の展開とそれをどう結びつけるかと大きな  
質問がありました。私もそのように思っていたのですけれども、大淵議員が質問をされました  
ので、それはいいと思います。若干重複しますが、そこで具体的に私のほうで伺いたいと思  
います。

今答弁の中で、今日の条例を制定しながら、まだ1年ぐらいかかるような話がありましたけ  
れども、この中小企業振興基本法は平成26年6月に施行されているのです。先ほど議案説明も  
ありました。だけれども、この時期になぜこの条例が必要なのかと。私は、中小企業のこの小  
規模事業者として今は大事な時期にあると思うのです。そういうことで、議案説明での条例制  
定の趣旨はぜひ私も具現化すべきだと思っています。では今言ったようになぜこの時期の制定  
になったのかということです。

それと、今日議論している条例で規定されている中に基本的施策、町の責務、これをうたっ  
ています。それで、項目がありますけれども、別途、屋上屋は重ねていないのだけれども、重  
なる部分があるのだけれども、白老町中小企業振興条例があります。その中の施策等で、政策  
でない、施策です。かなり施策等で重複している条項があるのです。この場合、その整合性は  
どうなっていくのかということです。せっかく条例をつくっても、どちらの条例を適用するか  
ということが出てくるのです。そういう部分が整理されているかどうかということです。

もう一つ、先ほども言った1年ぐらいかかると言ったのだけれども、この条例を見れば、公  
布と策定の関係なのだけれども、条例の施行を公布の日としているのです。公布はいつされる  
のかと。先ほどの同僚議員の質問からいけば、これははっきりしなければいけないのです、本  
当はこの場で。それが無い。まず、小規模企業振興計画を策定すると言っていますけれども、  
策定の時期はいつになりますか。それと、この条例が上がるということは、これは策定は義務  
づけられているのです。そうすると、当然今条例を上げたということは、振興計画策定の内容、  
重点政策の概念というか、概要は多分整理されていると思うのです。当然議会に聞かれるだろ  
うなと思って用意していると思うのですけれども、この辺がどうなっているかということです。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） まず、条例の上程の時期ということでございますが、ご質  
問のとおり、国の小規模企業振興基本法が平成26年6月に施行されてございます。そういった  
中で、道の条例が施行されたのが28年の4月ということで、それ以降は道から各市町村に対し

て条例をぜひ制定してくださいというような指導と申しますか、そういったことがあったわけですが、北海道内の条例制定の現状を見てみますと、平成元年10月のデータなのですが、小規模企業の条例を持っている市町村が52市町村ということで、道内でいうとパーセンテージとしては約29%といったことで、胆振管内ということでは室蘭市、苫小牧市、登別市の市の地域については条例が策定されているのですが、胆振管内のまちとしては初でございます。

そういった中で、これまでは、先ほどの答弁とも重複するかもしれませんが、町としては先端設備の導入計画ですとか創業支援計画ですとか、そういった個別具体的なポイントを絞った政策に注力をして、優先的に取り組むというようなことで町内の小規模企業者の支援を行ってきたところでございますけれども、ここ数年で小規模企業の割合が非常に上昇しているといったことを踏まえて、小規模企業者というくくりで政策を議論していく必要があるものと考えまして、本議会において上程をさせていただいたところでございます。

それから、いつ公布されるかということについて、附則の中で公布の日からということになってございますが、議会で議決をいただいた後、事務的な手続を踏まえまして3月中には施行というようなことにできるのではないかなと考えてございます。

それから、具体的な計画策定の時期につきましては、必ずしもスケジュールどおりにいくかどうかということもあるのですが、来年度内を目標にしながら、町民の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 1答目で質問した条例の制定の流れではなくて、なぜ今白老町が、道がやったから白老町がやるのだでなくて、26年に制定したとき、この時期にこういう環境で何かをやりたいから策定することになったのだよと。道から条例をつくれと言われてきたのか、あるいはこの条例をつくることによって何らかの補助金を得られるからつくるとか、具体的に、ちょっと失礼な言い方が分からぬけれども。先ほど大淵議員も言ったように精神的な部分は条例から見ればつくりは分かるのです。だけれども、本来、後で言うけれども、その部分が一番大事なのです。だから、そこが答弁漏れているのです。それと、それと併せてどういう展開に持っていくのと。だから、基本計画で来年度以降云々も分かるのだけれども、今ここで内容、重点的な基本計画の指針とする概要的なものは見えているのですかと言っているのです。ただ条例だけ上げているのですかということと言っているのです。これは当然ですよ、手続上。条例をつくるということは、今後規則もできてくるし、本来はそういう計画と抱き合わせになってくるのだ。その辺が1年も遅れるのだというのであれば、今言った近々の課題のある中でどうですかということと言っているのです。まず、そこを伺います。これは答弁漏れですから。

それで次に、この小規模基本法と併せて小規模支援法ということで、先ほど答弁もありましたけれども、商工会を中核としてやるよという言い方をしたけれども、もう法律あるのです、小規模支援法。では、具体的に。この中で商工会はどういう役割を持った中で今回制定されている小規模の振興条例と関わってくるのですか、町と商工会のスタンス、どういう整合性ができてくるかということ。これは大事なことなのです。言葉ではなくて、先ほど言ったけれども、

足並みそろえてやらないと効果は出てこないのです。そういう部分。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） ただいまの質問でございますが、具体的にどういったことをやっていくのかということにつきましては、まずは町民なり、企業との意見交換、十分な意見交換というのが必要でありまして、それをやる前段で条例を制定した上で具体的なところを詰めていくという、そういう流れになっていくのかなと考えております。

小規模企業支援法における商工会の役割についても商工会の在り方、根本的な、基本的な在り方でもありますが、町内の企業について経営指導、経営改善のための支援をしていただく中で町と連携を十分にしていくということになるのかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） あまり細かく言いたくないけれども、今の答弁であると町民の意見を聞いてつくると言っています。本来は小規模企業振興基本条例です。それと小規模支援法がつながっているのです。対象が分かっているはずなのです。それで、ウポポイがきて、町長もいかに地域内循環をして地元にお金を落とすか、そのためにこの小規模企業の人がどれだけ努力していただくか、それに対して白老町がどれだけ支援するか、国も挙げて、その条例だと思ふのです。それが今言ったように事業計画の策定も1年後であって、まだまだ意見を聞いていくと。意見を聞くのはいいのだけれども、私が聞いているのはこれを上げた以上どういう白老町で施策を展開するかという概念というか、柱ぐらいいはあってもいいのでないかということを知っているのです。それでないと、先ほどの大淵議員と同じ質問になると思うけれども、そこが一番肝心なのです。何も責めているわけでもないですから。私だって条例をつくった以上は町長もそこら辺の指示をして、出てきているはずだと思っているのです。だから、聞いているのです。今何も見えないです。

もう終わりますけれども、それで基本計画が漠としていつできるか、1年後と言っているから、この質問がなじむかどうか分からぬけれども、先に言っておきますが、この小規模企業振興計画策定に当たっては同計画を単に、同僚議員も言っています、画餅に終わらせないことです。そこで、施策の展開、その道筋、同計画に対するPDCAの扱いはどのように考えていますか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） この条例については、確かにまだ理念みたいなところもあります、正直なところ。全国、全道的にも今小規模の企業が増えてきているのと時代の流れが速いということで、これは言葉のとおり小規模企業振興基本条例でありますから、進め方としては小規模、だんだん個人事業主が多くなってきたという数字も出ています。小規模の事業者に対して今までもやってきているのですけれども、これからの時代を見据えて、どういう形で白老町が小規模の事業者と一緒に商工業をつくり上げていくかという条例でありますので、展開としては小規模の事業者を中心に今どういうことが困っているのか、これから将来どういうふうにしたいのかというのは、町の政策と小規模の事業者の考え方を併せながらつくっていきたいと思っています。具体的にはまだこれから計画もつくるところの段階でありますので、それは小規模の

方々と意見を交換しながら、具体的なものをつくっていききたいというのが今の現段階のところでございます。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 計画のPDCAということでございますが、PDCAということは当然ながら大事な視点でございますが、ただ計画をつくって、それで目標が達成できませんでしたよということにはならないので、5年計画というようなことで今のところ想定はしているのですが、年ごとに検証をしながら、PDCAということ踏まえながら検証をして、さらなる対策を図っていくといったようなことで、しっかりと計画を実効性のあるものにしていくために努力をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又でございます。今同僚議員のほうからも質問ありましたが、やはり具体的イメージがあって、そこで当事者の皆さんとも対話をしていくというところはなんとなく話は分かりました。ちょっと切り口を変えますが、今道内の52の市町村で導入されているというところでありますから、であればこの道内52市町村の中で具体的な取組がもし分かれば教えていただきたいと思っております、どんなことをやっているか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時34分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 大変失礼いたしました。

まず、先ほど私52市町村というお話を差し上げたときに平成と言ってしまいました、令和元年10月現在ということで、大変恐縮です、訂正させていただきます。

そして、道内ということで、条例を制定した後の取組なのですが、北斗市では融資制度の拡大ですとか、新商品の開発に対する補助金の制度をつくったりといったことですか、展示会に出展をして販路拡大を図るといったようなことに対する支援事業を行ったりといったようなことをしていたり、木古内町ですとか小規模企業に対する店舗の改修ですとか広報事業に対して補助金の制度をつくったりといったようなことですか、また飲食店への支援金、補助金といったようなことが島牧村で行われていたりといったようなことで、まだまだ市町村ごとにいろんな取組があると思っておりますが、計画の策定においてはほかの市町村の事例も参考にしながら、かつ町の財政状況もしっかりと勘案しながら、できること、できないこと、選択と集中ということにはなるのかもしれませんが、対応をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまの貳又議員からのご質問のとおり、他の道内の事例等もございますけれども、どうしてこの時期になったかというところを踏まえると、全てがこういった理由ではないのですが、先ほど前田議員からもご質問あったとおり、昭和53年に制定

した白老町中小企業振興条例の中で小規模事業者の部分も救えていたといったようなところも踏まえて、今回の条例制定についてはこの時期になってしまったということも理由の一つかなと思っています。今お話があったとおり、中小企業振興条例のほうは具体的にどういった融資をして、どういった貸付けをしてというようなことが盛り込まれておりますが、今回上程させていただいている条例については、その部分は割愛されていると、いわゆる理念条例であるがゆえに割愛されているというところでございます。ただ、これは先ほど大淵議員からもお話があったとおり、金太郎あめのようによそのまちの条例をそのまま丸写しするというのではなくて、本町においては今年ウポポイも開設します。それから、うちのまち独自の地域の特性というものもあります。それと、全て白老町にお任せするというのではなくて、先ほどもお話ししたとおり、事業者は事業者としてやらなければならないことというのやはり定義づけていかないとならないとも考えております。したがって、今回の計画の制定については、一定限事業者とのレクチャーを重ねたりというところで、計画づくりには一定限時間は要するところではあります。今回のようにコロナが感染して一気に経済不況に陥ったというようなことも踏まえると、経済というのは常々動いているものですから、そこは期限を区切ってではないですけれども、その時々時代の趨勢を見ながら計画の見直しというのはやはりしていかなければならないかなと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 白老町小規模企業振興基本条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第19号 白老町表彰条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第19号 白老町表彰条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは、議19—1をお開きください。議案第19号 白老町表彰条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町表彰条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月25日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。附則、この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に関わる欠格条項を設けている各制度について成年被後見人等であることを理由に不当に差別せず、制度ごとに必要な能力を個別に判断するよう措置の適正化が図られたことから、該当する条例について同様の改正を行うことのほか、各法を引用している条項等について所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議お願いいたします。

白老町表彰条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正後
<p>（町政功労者に対する待遇の停止）</p> <p>第11条 略</p> <p>（1） <u>成年被後見人及び被保佐人</u></p> <p>（2） <u>破産者にして復権を得ない者</u></p> <p>（3） <u>その他町長において不相当と認める者</u></p>	<p>（町政功労者に対する待遇の停止）</p> <p>第11条 略</p> <p>（1） <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p><u>削る。</u></p> <p>（2） <u>その他町長において不相当と認める者</u></p>

白老町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
<p>（失職の例外）</p> <p>第5条 任命権者は、公務上の交通事故により<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとする ことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（失職の例外）</p> <p>第5条 任命権者は、公務上の交通事故により<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとする ことができる。</p> <p>2 略</p>

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条による改正）

改正前	改正後
-----	-----

<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略</p>
---	---

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 白老町表彰条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第20号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） それでは、議20—1をお開きください。議案第20号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月25日提出。白老町長。



附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議20—2をお開きください。議案説明でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、国の定める印鑑登録証明事務処理要領において成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう印鑑の登録資格に係る規定が改正されたことを踏まえ、本町においても同様の改正を行うほか所要の改正を併せて行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録できない印鑑)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録できない印鑑)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外</p>

住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第22号 白老町バイオマス燃料化施設の設置に関する 条例を廃止する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第22号 白老町バイオマス燃料化施設の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 議22—1をお開き願います。議案第22号 白老町バイオマス燃料化施設の設置に関する条例を廃止する条例の制定について。

白老町バイオマス燃料化施設の設置に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月25日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次のページ、議22—2をお開きください。議案説明でございます。バイオマス燃料化施設は、地域のバイオマス資源の総合的かつ効率的な利活用を図り、環境と調和する持続的発展が可能な社会の構築に資するため平成21年より稼働してきましたが、目標生産量の確保ができず、事

業収支が悪化したため、平成30年度末をもって稼働を停止しておりました。その後も施設の有効利用について検討を重ねてきましたが、再開のめどが立たないことから、バイオマス燃料化施設の用途を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 白老町バイオマス燃料化施設の設置に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第10号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第23号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第10号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 追加の資料でございます。議23—1ページでございます。議案第23号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第10号）。

令和元年度白老町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,079万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億7,605万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月13日提出。白老町長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入、3ページの2、歳出でございますが、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の説明をさせていただきます。2の歳出から説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。8款土木費、2項1目道路維持費、(1)、道路施設維持補修経費1,000万円、委託料、町道除雪委託料の計上でございます。今年度につきましては、既に全町一円の出勤回数は5回を数え、今年度の除雪に係る予算の総額は、この金額を含め6,645万9,000円となっております。

続きまして、4項港湾費の1目港湾管理費、港湾施設管理経費79万円の増額補正でございます。同じく臨港道路除雪業務委託料でございますが、除雪経費の不足分を計上するものでございます。臨港道路除雪に係る予算の総額につきましては、405万3,000円というような状況になってございます。

続きまして、歳入でございます。4ページ、5ページにお戻りいただきます。21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金1,079万円、歳出に係る財源を全額前年度繰越金を充当するものでございます。これによりまして留保財源につきましては、100万8,000円ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第10号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について

議案第21号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算

議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計

予算

- 議案第 9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算
- 議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について、議案第21号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算、議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算、議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算、以上令和2年度各会計予算10件とこれに関連する条例の制定及び一部改正2件、合わせて12議案を一括して議題に供します。

本件については、3月9日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

吉谷一孝委員長。

〔予算等審査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○予算等審査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告いたします。

1、付託議案。

（1）、議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について。

（2）、議案第21号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

（3）、議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算。

- (4)、議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。
- (5)、議案第9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。
- (6)、議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。
- (7)、議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算。
- (8)、議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。
- (9)、議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。
- (10)、議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算。
- (11)、議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。
- (12)、議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算。

## 2、審査の経過。

令和2年3月9日に再開された定例会3月会議において、本委員会に付託されたので、3月11日、及び12日の2日間にわたり委員会を開催し慎重に審査した。

## 3、審査の結果。

- (1)、議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (2)、議案第21号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (3)、議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算、修正動議を可決し、修正部分を除き可決すべきものと決定。修正部分は、予算書6ページの第2表、債務負担行為中、白老町稼ぐ農業等振興助成事業補助金の欄の削除であります。
- (4)、議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (5)、議案第9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (6)、議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (7)、議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (8)、議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (9)、議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (10)、議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。
- (11)、議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。
- (12)、議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり修正して決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成11、反対2。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定いたしました。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。



---

◎選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員に花輪千代明氏、糸田正博氏、平松幸子氏、久慈ひとみ氏を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4氏を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました花輪千代明氏、糸田正博氏、平松幸子氏、久慈ひとみ氏が選挙管理委員に当選されました。

---

◎選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員補充員に順位を定め指名いたします。

第1順位、塚原光博氏、第2順位、村上栄子氏、第3順位、田辺真樹氏、第4順位、新谷育子氏を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4氏を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、塚原光博氏、第2順位、村上栄子氏、第3順位、田辺真樹氏、第4順位、新谷育子氏がそれぞれ順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

---

### ◎決議案第1号 民族共生の未来を切り開く決議（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第11、決議案第1号 民族共生の未来を切り開く決議（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 決議案第1号。

提出者は、記載のとおりであります。

民族共生の未来を切り開く決議（案）。

標記の決議（案）を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

#### 民族共生の未来を切り開く決議（案）

アイヌ文化の復興・発展の拠点として民族共生象徴空間（ウポポイ）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待される場所である。

よって、白老町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、白老町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。

理由。アイヌの人々は、長年にわたり独自の文化を形成していました。2019年4月にはアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が成立し、アイヌ民族が先住民であると初めて明記されました。このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に道内各地の町村から先頭に立って、民族共生社会をつくり上げていくという決意を表明したく、決議案を提案します。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

決議案第1号 民族共生の未来を切り開く決議（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として表明することといたします。

---

#### ◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、胆振管内町村議会議長会定期総会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思いますが、

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 (案)

○議長（松田謙吾君） 日程第13、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第1号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、4次にわた

る特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求める。

#### 記

1. 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
2. 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。
3. 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。
4. 過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）、原案のとおり決定すること

に賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

◎意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第14、意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第2号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月に公表されたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や、「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2. 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会の取り組みを促進すること。

3. 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### ◎意見書案第3号 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第15、意見書案第3号 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書（案）

政府は、農家が種を取り翌年それを利用する「自家増殖」の原則禁止を打ち出し、種苗法を「改正」といいます。

これまで種苗法は自家採種を容認する一方で、農林水産省が省令で禁止する農産物などを個

別に指定し、2016年当時は82品種でしたが、2017年には289品種に拡大、2019年にはさらに387品種に拡大してきた経緯があります。

種苗法改正は、こうした種子の取り扱いを180度転換させ原則禁止とするもので、もし改正されるなら農業者にとっては種や苗を全て購入しなければならないおそれがあり、独自に自家の種を守ってきた在来種がなくなる危険性も強まり、生物多様性にも反することになります。伝統的な固定種が多く、自家採種してきた自然栽培や有機栽培農家にも不安を広げています。

これまで、主要な作物である米、麦、大豆の種子を国や都道府県が開発、管理し、普及する根拠となってきた種子法が廃止され、農産物の生産に関する知見の民間業者への提供を促進する「農業競争力強化支援法」が成立しました。種子法廃止の国会審議は極めて短時間で可決となり、農業を基幹産業とする北海道においては、独自の「種子条例」をつくって、種子の生産管理を行っている経過があります。

国連総会が採択した「農民の権利宣言」は種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めています。

国連は2019年から「家族農業の10年」として、家族・小規模農業への支援を各国に呼びかけています。これに賛成した日本政府には、経営支援や担い手育成を積極的に推進する責任があり、伝統的な農業や地域品種など多様な種苗を掘り起こし、広げることにこそ援助すべきです。

一部の大企業の種子の独占は、遺伝子組み換え種子や農薬の多使用につながり、食の安全が脅かされるという指摘や不安が広がっています。また、農民の権利にもかかわる重大な問題です。

政府においては、「自家増殖」について試験研究等の機関はもとより、農業者並びに消費者の声を広く聞き慎重に、拙速な種苗法改正の国会上程は行わないように強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第3号 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

---

再開 午前11時45分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症拡大による経済  
対策の強化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第16、意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 意見書案第4号。

提出者は、記載のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による  
経済対策の強化を求める意見書（案）

2月25日、政府は「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表し、国民に手洗い・咳エチケット・「軽度の風邪症状なら」自宅療養、企業にはテレワークや時差出勤を求め、各種イベント・集会の中止・延期なども要請しました。

また、北海道は道内の全小中学校を一定期間、臨時休校とするよう要請し、同月28日には、新型コロナウイルス緊急事態宣言を発しました。

これらの要請により、白老町内では町民から不安と戸惑いの声が上がリ、生活への影響が広がっています。このような中、観光客の激減、イベントの中止・延期、事業の縮小など、飲食・観光・運輸等の分野では、中小・零細企業を中心に営業不振が引き起こされ、経済と雇用、暮らしへの影響が深刻化しています。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の強化を図り、大規模な予算措置が求められます。

よって、国及び北海道においては、下記事項について、速やかな対策を講じるよう強く求めます。

記

1. キャンセルや旅行控えが発生している観光業等における風評被害対策に万全の対策を講じること。
2. 中小企業への経済的影響を十分に考慮し、「つなぎ融資」や「雇用調整助成金」の特例拡充など、緊急の資金融資等の経済対策を実施すること。
3. 一斉休校や事業停止・縮小などで休業した場合の所得補償を確実に行うこと。
4. 地域経済への様々な影響を踏まえた対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に



要する経費に十分な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、常任委員会の所管事務等調査の報告について、各常任委員会から調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、スポーツ振興の現状と課題について。（2）、分科会（体育協会及びスポーツ活動団体との懇談）。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。8、調査結果。

本委員会は、スポーツ振興の現状と課題について、担当課から説明を受けて経過、現状及び課題を把握し、屋内型体育施設の現地調査を行う所管事務調査と活動団体との懇談を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

（1）総務文教常任委員会。

現状。

白老町の人口が2万人を超えた昭和40年代には、町民がスポーツを通して豊かな心と健康な体づくりのために、多種多様なスポーツに取り組み、多くのアスリートや競技団体が誕生し活躍してきた。そうした中、昭和49年都市対抗野球大会で大昭和製紙北海道野球部が優勝したことで、町民のスポーツに対する関心がさらに高まり、昭和51年に「スポーツ都市」を宣言した。

これらのことから、スポーツ活動が盛んになるとともにスポーツ施設の建設や競技人口も増加し優秀なアスリートを輩出してきた。

その後の現状に至る経過としては、次のとおりである。

①、スポーツ行政担当部署は、スポーツ課、社会教育課、生涯学習課、そして体育協会等への委託などへ移り変わった。

②、人口の変化とスポーツ施設の利用者数は、平成21年人口2万42人に対して利用者数は9万2,785人から、平成30年人口1万7,023人に対して8万997人と、人口3,019人減(△15%)、利用者1万1,788人減(△13%)となった。

③、スポーツ団体数は、平成22年32団体1,605人から平成30年28団体1,416人で、4団体減(△13%)、189人減(△12%)となった。

④、スポーツ少年団数は、平成22年15団体341人から平成30年7団体96人で、8団体減(△53%)、245人減(△72%)となった。

⑤、主な体育施設7か所は、いずれも改修工事がなく25年から30年以上を経過している。総合体育館では、平成28年度から3年間でトレーニング機器を更新したことにより利用者数が増加、はまなすスポーツセンターは全天候型運動施設であるため利用者はほぼ横ばいとなっているが、温水プール、テニスコート、野球場及び陸上競技場は、施設・設備の老朽化や団体数の減少などで利用者は減少している。

課題。

こうした現状の中、これまで成果を上げてきた白老町のスポーツ活動を維持し振興を図るべきか、あるいは現状のニーズに合った事業展開に切り替えるべきかが大きな課題となる。

白老町のスポーツ振興に関する具体的課題は、次のとおりである。

①、スポーツ人口や団体が減少する中、広域化・連合化することによる参加機会(送迎等)を確保する取組。

②、団体スポーツなどの存続が難しく、種目が減ることによる体験機会や種目選択の取組。

③、少子化や人口減少による従来の事業展開による大会やイベントの開催が難しくなることへの取組。

④、施設が老朽化している中で、その維持改修または廃止などの選択と利活用を図る取組。または、それを進めるための財源確保。

⑤、スポーツの意義の普及や経済活動との連携、スポーツ体験・見学などへの機会提供の取組。

委員会意見。

これらのスポーツ振興の現状と課題を調査した結果、本委員会では、現在の状況に至るまでの変化を踏まえ、将来への展望・取組を明確にしていくことが必要であるとの意見がまとめられた。具体的な意見としては、次のとおりである。

①、人口減少などに応じた組織全体の運営管理体制の見直しを検討する必要がある。

②、少子化に対応した将来に向けたスポーツ教育の在り方を検討する必要がある。

③、スポーツ都市宣言のまちとしての意義・役割として町民のスポーツ力向上を図る方策を

検討する必要がある。

④、スポーツ施設の改修方策・計画や施設の在り方・必要性について検討する必要がある。

⑤、まちづくりと連動したスポーツ振興として収益を得る合宿誘致やスポーツイベントで町民をはじめ、町外からの誘客を増やす検討が必要である。

課題解決に向けた第一歩として「まちとしての姿勢を町民に示さなければならない」との意見があった。そのためには平成17年度に策定した総合型スポーツ計画のようにスポーツ振興方針の決定、計画の策定を促す必要がある。また、計画の策定に当たっては本委員会からは町民のニーズや実情、制度を調査して提案するだけでなく、計画執行・取組にも協力していかなければならないとの考えがある。

町民のスポーツ力の向上は、行政だけで取り組むには限界があるため、町民活力の導入を図りながらスポーツによる経済活性化やスポーツツーリズムの推進を図ること。スポーツ活動と経済活動のどちらに重点を置くのか認識の共有化が必要である。

施設などの改修には、多額の財源が必要となるが、スポーツ施設だけでなく、まちが他の施設との優先順位を決めた上で協議し推進していく必要がある。ただし、方針が決定し、計画等を進めていく際にも、緊急性の高い修繕（雨漏りやトイレ）などには早急に対応していく必要がある。

このたびの所管事務調査はスポーツ振興を取り上げたが、現状と課題には、町の財政状況をはじめ、人口減少や少子高齢化が大きく影響を与えていることが明確になり、そこで活動する町民の立場や状況も鑑みて、今後、本委員会としても一過性で終わることなく調査・検証を続け、方向性や取組を具体的に示していくこととしたい。

（２）、総務文教分科会。

総務文教分科会は、体育協会及びスポーツ団体との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、健診及び健康づくりの現状と今後の取組について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、

6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、担当課から健診及び健康づくりの現状と今後の取組についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

現状。

国は継続可能な社会保障制度に向けて予防・健康づくりを推進していくため、また、団塊の世代における2025年問題を受け、平成30年10月の経済財政諮問会議において示されたように、

全世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて、生活習慣病、認知症予防等への重点的取組として、予防・健康づくりを推進している。

このことから、白老町では健康増進計画、国保データヘルス計画、介護保険事業計画を推進し、各検診の受診により、早期発見・重症化を予防し、健康な町民の増加を目指し、社会保障費の増加を抑制するとしている。

東胆振における特定健診・特定保健指導実施状況において、白老町の平成29年度の特定健診受診率は34.4%で最下位（1位厚真町61.2%）、内臓脂肪症候群該当者の率は19.9%で2位（1位苫小牧市21.2%）、収縮期血圧有所見者の率は48.3%で3位（1位安平町53.1%）、特定保健指導終了者割合は64.8%で1位（東胆振平均30.2%）となっている。健診受診率が34.4%と低いことから、町の計画では40.4%（国の目標は60%）を目指すこととしている。

平成27年度、平成30年度の年次推移において、外来医療費は白老町では道内自治体189（札幌市10区含む）市町村のうち、平成27年度は30位（順位は下位のほうがよい）、平成30年度は66位、平成27年度から平成30年度までの伸び率は94.3%で146位。同じく入院医療費では、平成27年度は27位、平成30年度は70位、同伸び率は89.3%で159位となっており、本町においては一般医療費の抑制が図られてきている現状にある。

道内の先進地事例として、上川管内上富良野町では、平成12年から生活習慣病重症化予防を先駆けて取り組み、平成12年度では後期高齢者医療（老人医療）1人当たりの医療費が85万円で、全国平均が73万円に対し12万円上回っていたが、平成30年度は1人当たりの医療費が85万円で、全国平均が93万円に対し8万円下回っている。また、29年度要介護認定率は40.1%で、全国平均60.1%に対し2割近く抑えられている。本町では平成29年度1人当たりの医療費が103万円で、全国平均が94万円に対し8万円上回っており、要介護認定率も62.4%と全国平均を2.3%上回っていることから、本町は全国平均よりも医療費は高い状況にあると言える。

また、空知管内由仁町ではKDB（国保データベース）システムを活用し、高血圧と糖尿病の治療中断者リストを作成し、町立診療所との連携により、治療再開への勧奨を行い、地域住民の健康づくりを支える取組を進めてきている。

このようなことから、住民の健診・健康づくりの効果が現れるには長い期間を要する現状であり、本町において健診受診率向上のためには町民の健康状況や国の情勢を町民や議会、医療機関に伝えることが重要である。また、保健指導により、健康診断を理解し、自分の体を管理できる町民を増やしていくことが必要である。

課題。

白老町では心筋梗塞、脳梗塞・脳出血の発症者数が同規模自治体平均より多い。64歳以下で亡くなる人が同規模自治体平均より多く、平均寿命も短い。また、64歳以下で介護が必要な状態になる人が同規模自治体より多い。このようなことから、医療費、介護給付費は同規模自治体より高いなど「健康寿命の延伸による医療費、介護給付費の適正化」が課題となっており、メタボリックシンドローム該当者予備群の減少、高血圧の改善、脂質異常症の減少、糖尿病有病者の増加の抑制など血管内皮機能の改善を図っていく必要がある。

今後の取組。

このようなことから、KDB（国保データベース）システムを活用し、地域包括ケアにおける加入健康保険を越えた重症化を予防するための取組として、後期高齢者健診の項目を拡充するため、心電図検査と血清クレアチニン検査の導入や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、切れ目のない保健指導を行い後期高齢者健診の事後指導を実施し、高齢者に対する保健事業は、高齢者の生活全般の支援につながることから、町民課、高齢者介護課、健康福祉課、町立病院などの関係部署が連携し取り組むことが重要である。

委員会意見。

健診率はさらなる向上が求められるが、医療費増加抑制などに、特定健診受診率向上や保健指導の成果が現れていると捉える。特定健診受診率向上及び他自治体と比較しても、本町の手厚い保健指導は、医療費削減や介護保険料算定にも好影響を与えるという相関関係を委員会として重視する。様々な保健事業が重症化予防などにつながっていることなど、成果の要因分析を進める一方、成果に甘んずることなく一層の充実を図るべきである。

充実への提言の1点目は、保健事業推進体制の強化で、特定健診の地区別受診率を健診・保健指導担当者が毎月確認できるようにするといった、勸奨体制の充実を図るべきである。特に、各課に分散配置されている保健師の配置や加配については、実態を捉えつつ見直しや充実を図り、町民の健康増進体制を構築すべきである。そのためにも、担当課・関係課はもちろん、財政担当課、理事者も含めて、保健師の重要性を踏まえた上で、行政の総意としての体制強化を政策として取り組むべきである。その際、保健師の戸別訪問や国が掲げる受診率向上達成などによって、保険者努力支援制度による交付税措置が受けられることなど、多面的側面から事業評価を行っていくことが重要と捉える。一般事務職も含めた体制強化や効率化など、保健事業推進体制強化は喫緊の課題であると委員会として強く訴えるものである。

2点目は、担当課の枠を超えた事業連携である。産業別団体への受診勸奨への協力を求めるために、産業関連の担当課にも協力を求め、行政が一丸となった施策展開を進めるべきである。ひきこもり対応や児童虐待防止対策など、保健師の業務が多様化する中、国や道などの関係機関とも連携に努めた体制充実を図るべきである。また、後期高齢者への移行後も切れ目のない保健指導ができるよう対策を進めていくべきである。対策の検討の際にはKDB（国保データベース）システムの活用や分析も重要と捉える。

3点目は町民を含めた施策展開である。町外の医療機関で受けた健診結果の提供が受診率向上に重要である。そのために、町内会に健診結果の提供を呼びかけるなど、町民への協力を訴えていくべきである。その際、受診しない人の立場や考え方を理解しながら勸奨の対策を講じていくことが重要である。また、健康カレンダーの分かりやすさやフレイル対策など、町民への事業周知・発信にもさらなる改善に努められたい。

健康づくりは10年後、20年後を見据えた長期的な取組である。町の事業によって、町民の健康はつくり出せるという認識の下、町民の生命や健康を守るというまちの大義を実践し、健康のまち白老の実現を求めるものである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○**広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君）** 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務などの調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、小委員会、議会懇談会、出前トークなどの議会広聴の企画・運営及び実施に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項、③、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、議会広聴の企画・運営及び実施に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、小委員会。

①、広報広聴活動の充実について。

広報広聴常任委員会の令和2年年間計画では、重点事項を議会広報の改革及び議会懇談会の充実とした。

そのテーマに沿って、議会広報研修へ積極的に参加し、町民に読んでもらえる広報紙づくりを進めるべく検討を開始した。また、議会懇談会の開催の検討及び議会報告会の今後の在り方の検討、出前トークの形式の見直し、新たな広報手段の導入などについて検討し議論することとした。

新たな広報手段の導入については、議会懇談会開催の検討において、新たな周知方法として、フェイスブックなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用する案が出された。これは、開かれた議会を目指し、より多くの町民に分かりやすい形で議会活動を伝えることを目的としているものである。それにより、議会活動がより身近に感じられ、若い世代にも興味を持ってもらうことを狙いとしている。運用に当たっては、先行的に導入している議会の事例を参考に、白老町議会として発信する情報の内容を精査し、指針を定めた上で、令和2年度中の開始を予定し検討中である。

②、議会懇談会実施の検討について。

本年の議会懇談会は、広く町民の声を聞き、信頼される議会を目指すことを目的とし、7月頃の開催を予定し検討している。開催テーマは、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会と連携し、検討することとした。

③、議会広報の編集及び発行について。

議会だよりの第170号の編集・発行を行った。

以上であります。

○**議長（松田謙吾君）** ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第18、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出がありました。それぞれの委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、皆様には要望書等2件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

---

#### ◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第19、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、3月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日14日から6月30日までの109日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

明日14日から6月30日までの109日間を休会といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 貳 又 聖 規

署 名 議 員 西 田 祐 子